

### 国民年金第3号被保険者の特例届出が認められています

#### 国民年金第3号被保険者の届出がされていない主なケース

夫が転職した時に届出をしていない	夫の厚生年金の加入期間が、転職等のために1か月でも空白になった場合には、夫の退職時に第1号被保険者の届出を、夫の再就職時に第3号被保険者の届出をしなければなりませんが届出をしていない
就職して退職した時に第3号被保険者の届出をしていない	パート等で就職して短期間厚生年金に加入したが、退職後は第3号被保険者に戻るが、第3号被保険者に戻る届出をしていない
第3号被保険者になった届出をしていない	昭和61年4月から平成14年3月までの間に退職するなどして第3号被保険者になった時は、本人が第3号被保険者の届出をしなければなりませんが届出をしていない

平成17年3月までは、届出忘れの期間は遡って2年間しか第3号被保険者と認められませんでした。平成17年4月以降は、第3号被保険者の制度が開始された昭和61年4月まで遡り該当していたすべての期間について第3号被保険者期間として認めることになりました。

第3号被保険者期間として認められると、未納期間が保険料納付済期間となることから、すでに老齢基礎年金を受給している人は年金額が増額したり、受給資格期間を満たしていない人は新たに受給権が発生したりします。

年金額の増額、年金の支給開始は届出をした月の翌月分からになるので、早急に届出をする必要があります。

現在の特例届出の取扱い	平成17年4月1日以前の届出忘れの期間については、理由のいかんを問わず、すべて第3号被保険者として認められる 平成17年4月1日以後の期間については、やむを得ない理由がある場合は、2年を超えて第3号被保険者として認められる
平成17年3月以前の取扱い	第3号被保険者の届出忘れの期間については、遡って2年間しか第3号被保険者として認められない

### 国民年金第3号被保険者記録不整合問題

会社員や公務員などの第2号被保険者（例えば夫）に扶養されている配偶者（例えば妻で、20歳以上60歳未満の方）は、国民年金の第3号被保険者となり、本人で保険料を納付する必要はありません。

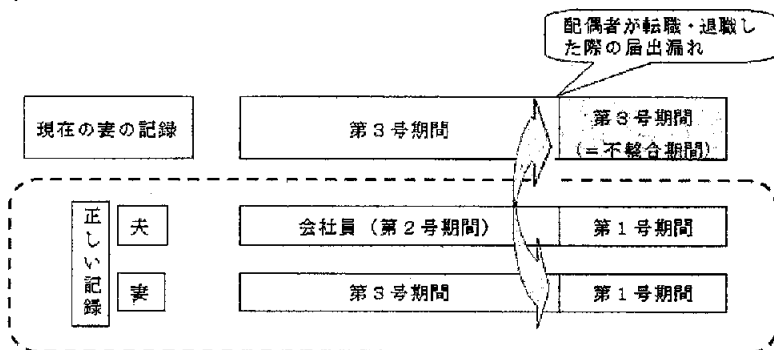
その後、第3号被保険者の資格がなくなり、国民年金保険料の納付が必要な第1号被保険者となる場合には、本人による届出が義務付けられています。しかしながら届出の間違いが続出し、本来受給できないはずの老齢基礎年金を受給しているケースが続出しています。

国民年金の第3号被保険者期間として管理されてきた記録のうち、本来、国民年金の第1号被保険者期間として管理しなければならない期間があった人に、日本年金機構から「国民年金記録の訂正のお詫びとお願い」が送付されています。

#### 例えば

夫がサラリーマンを辞め、自営業をはじめたことにより第1号被保険者となった場合などは、その被扶養配偶者である妻は第3号被保険者から第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料を納付することが必要ですが、この届出がなされず、第3号被保険者のままとされているケース

会社員だった夫が退職し、厚生年金加入者（第2号被保険者）でなくなった以降も、妻が第3号被保険者のまま管理されているケース



#### 例えば

妻の収入が増加し、年収が130万円（現在の基準）を超えたことなどにより、夫の扶養から外れた場合は、第3号被保険者から第1号被保険者となる届出が必要となりますが、この届出がなされず、第3号被保険者のままとされているケース

妻の収入増（年収130万円（現在の基準）以上）などにより、夫の扶養から外れた以降も、第3号被保険者のままの記録となっているケース

